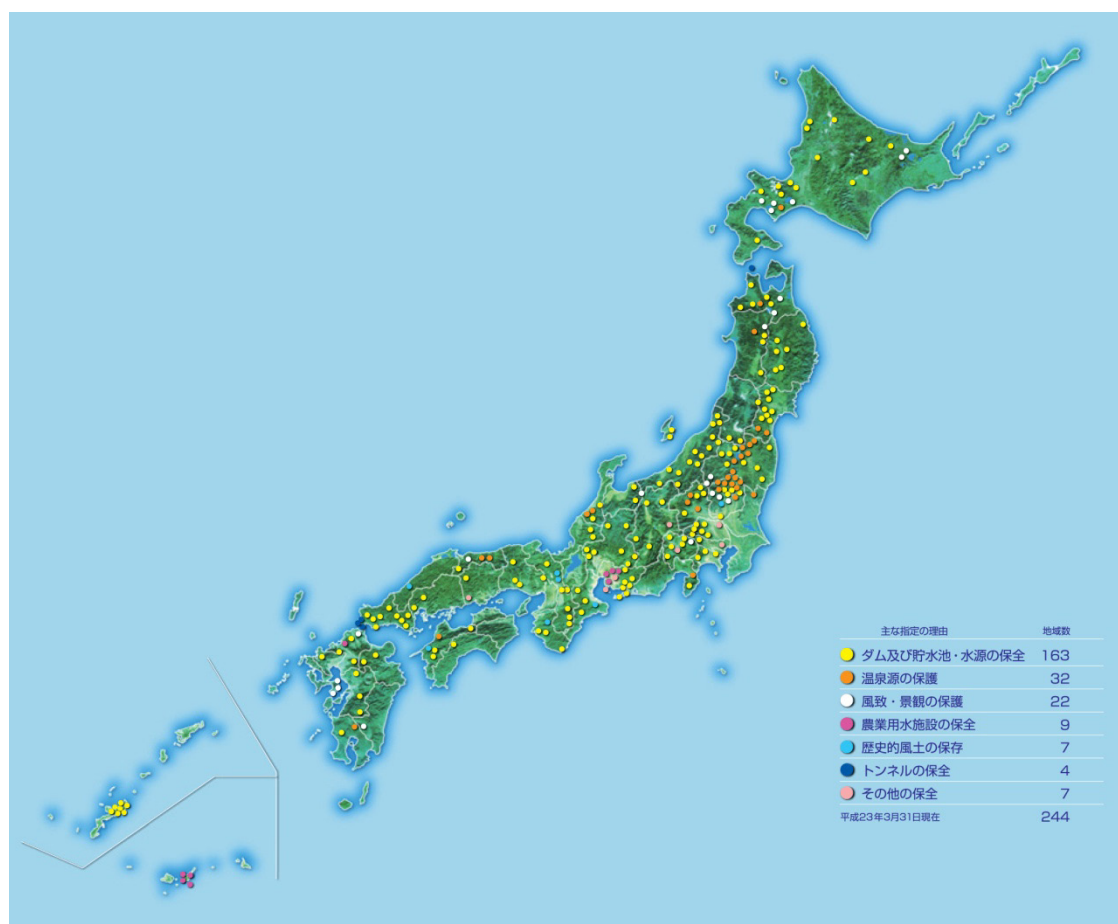


第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から平成22年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別に見ると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図2-2-1、表2-2-1、付録3（149ページ）参照）。

平成22年度に公害等調整委員会に係属した事件は2件であり、いずれも同年度に終了した（表2-2-2）。

図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所



（資料）公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(平成23年3月31日現在)

(単位：件)

主な指定理由	指 定 地域数	年次別内訳(年度)					
		昭和 26～35	36～45	46～55	平成 56～2	3～12	13～22
1 ダム及び貯水池・水源の保全	163	29	43	54	27	4	6
2 温泉源の保護	32	28	4	0	0	0	0
3 風致・景観の保護	22	13	8	1	0	0	0
4 農業用水施設(ため池等)の保全	9	5	0	0	0	4	0
5 歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1
6 トンネル(鉄道施設等)の保全	4	2	0	2	0	0	0
7 その他の保全	7	5	0	0	2	0	0
合 計	244	87	55	57	30	8	7

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 2 平成22年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域の指定
請求事件一覧

(平成23年3月31日現在)

事 件 名	受 付 年月日	請求者	所在地	請求面積 (ha)	請求理由	処理 状況	指定 鉱物名	指定 面積 (ha)
亀山市西部森林地域及び閑宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件	平成 20.3.28	三重県 知 事	三重県	11,560.42	自然的景観及び歴史・文化的景観の保全、森林の水源確保等	平成22年7月9日指定公示	鉱業法第3条に規定する鉱物全部	11,560.42
大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件	平成 21.7.21	国土交 通大臣	沖縄県	451.86	洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規利水の確保のためのダム及び貯水池・水源の保全	平成22年10月6日指定公示	鉱業法第3条に規定する鉱物全部	451.86

(資料) 公害等調整委員会事務局

第1節 平成22年度において終結した鉱区禁止地域の指定請求事件

1 亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件

(平成20年(シ)第1号事件)

(1) 請求の概要

平成20年3月28日、三重県知事から、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じ、土砂流出災害の発生のおそれが増大し、貴重な自然的、歴史的及び文化的景観が破壊され、また、稀少野生動植物の生息・生育の場が失われるおそれがあるので、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、三重県亀山市安坂町、同市小川町、同市小野町等地内、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があった。

(2) 手続の概要

公害等調整委員会は、平成20年5月2日、請求内容等の公示（公害等調整委員会公示第1号）を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会等を行った。

また、平成22年5月20日、公述人等8名の出席の下に公聴会を開催するとともに、5月21日に現地調査を実施した。

(3) 指定

公害等調整委員会は、前記の手続によって得られた資料等に基づき審査した結果、指定地域において鉱物の掘採が行われるならば、地形及び地質等の状況から、水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また、土砂流出災害の発生のおそれが増大し、この地域の公益性と対比して適当でないと認められるので、指定鉱物の範囲については、請求どおり鉱業法第3条に規定する鉱物全部を対象とするとともに、地域指定の範囲については、請求どおり11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定することを決定し、平成22年6月30日付けで三重県知事及び経済産業大臣に通知するとともに、7月9日、次のとおり官報で公示した。

○公害等調整委員会告示第1号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律292号）第23条第1項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年7月9日 公害等調整委員会委員長 大内 捷司

- 一 指定番号 指定第243号
- 二 指定請求公示の年月日 平成20年5月2日（公害等調整委員会公示第1号）
- 三 請求者名 三重県知事
- 四 地域の所在地 三重県亀山市安坂山町、同市小川町、同市小野町、同市白木町、同市両尾町、同市加太板屋、同市加太市場、同市加太梶ヶ坂、同市加太北在家、同市加太神

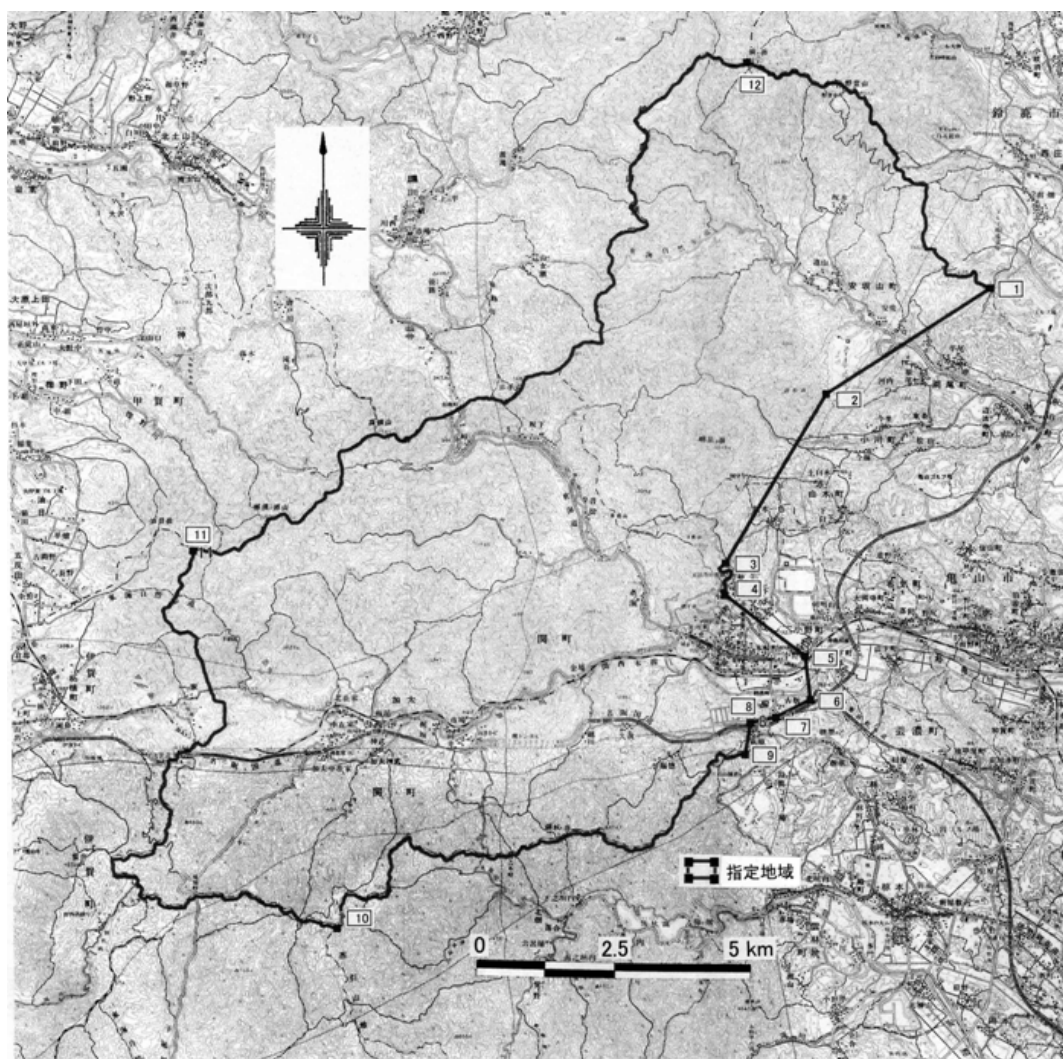
武、同市加太中在家、同市加太向井、同市関ヶ丘、同市関町泉ヶ丘、同市関町市瀬、同市関町越川、同市関町小野、同市関町金場、同市関町久我、同市関町沓掛、同市関町木崎、同市関町坂下、同市関町白木一色、同市関町新所、同市関町萩原、同市関町福德、同市関町富士ハイツ、同市関町古厩及び同市関町鷺山地内

五 鉱物の名称 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物全部

六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次表に記載する各境界点第1号から第12号までを番号順に結ぶ線及び同表に記載する境界点第12号と第1号とを結ぶ線

境界点 の番号	位置		境界点の接続方法	備 考	
	X座標（-） メートル	Y座標（+） メートル			
1	120,440	40,598	直線	表示の座標は、 測量法（昭和24 年法律第188号） に基づく平面直 角座標系による。	
2	122,407	37,560			
3	125,570	35,707			
4	126,155	35,696			鈴鹿国定公園の 境界線
5	127,289	37,171			直線
6	128,102	37,276			
7	128,429	36,637			
8	128,529	36,170			
9	129,121	36,074			三重県亀山市と 同県津市の境界 線
10	132,356	28,557	三重県亀山市と 同県伊賀市の境 界線		
11	125,333	25,939	三重県亀山市と 滋賀県甲賀市の 境界線		
12	116,258	36,104	三重県亀山市と 同県鈴鹿市の境 界線		
1					

七 地域図 次の図の境界線に囲まれた地域



八 地域の面積 11,560.42ヘクタール

九 指定の理由

- 1 請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域である。
- 2 請求地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域である。また、亀山市の水道水源は、請求地域をかん養源とし、扇状地堆積物の地層を流動する地下水等に依存しているが、当該地層は、地表面に極薄く分布するのみであることから、良質で安定した水源の確保に腐心している状況にある。
- 3 請求地域の地形は、鈴鹿山脈東側斜面に位置し、三方を標高700メートル～1000メートル級の山々に取り囲まれた急峻な山間部にあり、地域内には鈴鹿川などの河川が流下しており、その付近では山間盆地が発達している。また、本地域の東縁には、「一

志断層」が存在し、主に新生代第四紀以降に西側が隆起し、鈴鹿山脈が形成されたと考えられている。

地質は、基盤地質のほとんどが中生代末から新生代初頭に形成された花崗岩類よりなる。花崗岩類は粒度の異なるもの（細粒から粗粒）、成分の異なるもの（花崗岩、花崗閃緑岩）など形成場所や時期の異なる複数の岩体より構成される。特に、鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が起りやすい。

- 4 請求地域には、現在の経済情勢では開発の可能性は低い、亜炭、石灰岩、長石、けい石の鉱床が賦存している。

これらの鉱物のうち亜炭を対象に請求地域において過去に掘採された実績があり、周辺には稼行中の石灰石鉱山、けい石鉱山等がある。現在、請求地域において稼行している鉱山はないが、石灰石、けい石・長石を対象とする鉱業権がそれぞれ1件、計2件設定されているほか、石灰石・ドロマイトを目的とする鉱業出願が3件、マンガン鉱・けい石を目的とする鉱業出願が1件、計4件の鉱業出願がなされている。

- 5 指定地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また、土砂流出災害の発生のおそれが増大する。

- 6 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかんにかかわらず、この地域の公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。

2 大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件

(平成21年(シ)第1号事件)

(1) 請求の概要

平成21年7月21日、国土交通大臣から、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）及び特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づき建設される大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域において、鉱物の掘採が行われるならば、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水、水質の汚濁等の原因となり、完成後のダム、貯水池等の保全に支障を与えるおそれがあるので、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東村字平良地内、451.86ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があった。

(2) 手続の概要

公害等調整委員会は、平成21年9月3日、請求内容等の公示（公害等調整委員会公示第2号）を行うとともに、経済産業大臣及び沖縄県知事に対して意見照会等を行った。

また、平成22年7月7日、公述人等6名の出席の下に公聴会を開催するとともに、7月8日に現地調査を実施した。

(3) 指定

公害等調整委員会は、前記の手続によって得られた資料等に基づき審査した結果、指定地域において、小規模でも鉱物の掘採が行われるならば、地形及び地質等の状況から、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、大保ダムの公益性と対

比して適当でないと認められるので、指定鉱物の範囲については、請求どおり鉱業法第3条に規定する鉱物全部を対象とするとともに、地域指定の範囲については、請求どおり451.86ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定することを決定し、平成22年9月27日付けで国土交通大臣及び経済産業大臣に通知するとともに、10月6日、次のとおり官報で公示した。

○公害等調整委員会告示第2号

大保ダム関係鉱区禁止地域指定

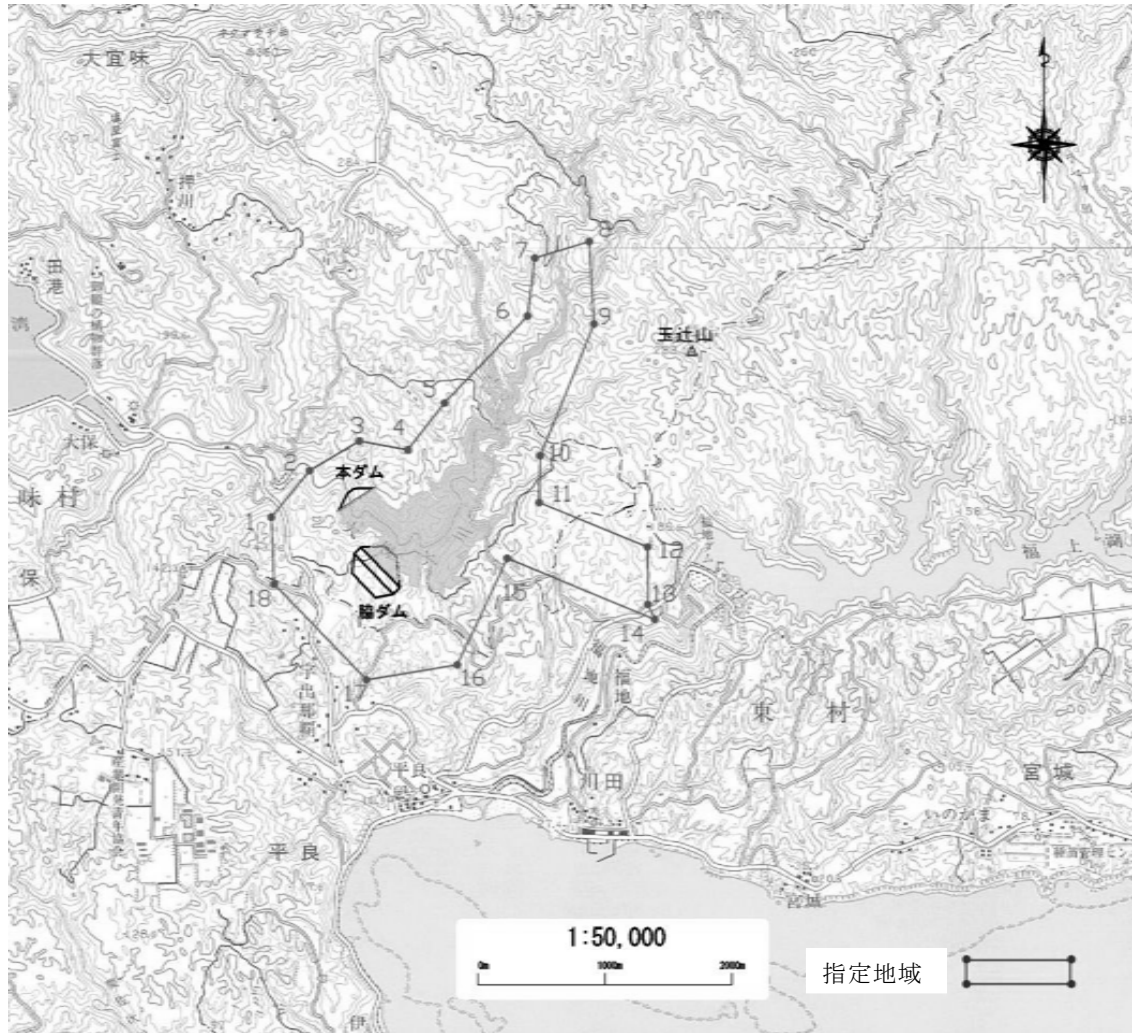
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第23条第1項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年10月6日 公害等調整委員会委員長 大内 捷司

- 一 指定番号 指定第244号
- 二 指定請求公示の年月日 平成21年9月3日（公害等調整委員会告示第2号）
- 三 請求者名 国土交通大臣
- 四 地域の所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東村字平良地内
- 五 鉱物の名称 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物全部
- 六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第18号と第1号とを結ぶ直線

境界点 の番号	位置		備考
	X座標(+)メートル	Y座標(+)メートル	
1	71,867	63,929	表示の座標 は、測量法(昭 和24年法律第 188号)に基づ く平面直角座 標系による。
2	72,236	64,230	
3	72,468	64,622	
4	72,399	65,003	
5	72,769	65,293	
6	73,453	65,948	
7	73,908	66,004	
8	74,039	66,432	
9	73,389	66,471	
10	72,352	66,048	
11	71,984	66,040	
12	71,634	66,892	
13	71,185	66,895	
14	71,067	66,950	
15	71,545	65,788	
16	70,708	65,394	
17	70,589	64,680	
18	71,342	63,951	

七 地域図 次のとおり



八 地域の面積 451.86 ヘクタール

九 指定の理由

- 1 指定地域は、沖縄県国頭郡大宜味村字田港地内の大保川水系大保川に建設中の大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。
- 2 大保ダムは、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）及び特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づき建設される、堤高77.5メートル、堤頂長363.3メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高66.0メートル、堤頂長445.0メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量20,050,000立方メートル、有効貯水容量19,350,000立方メートルの貯水池を確保し、完成によって洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水が確保されることから、地域の生活環境の向上及び農業を中心とする産業の発展に寄与すると考えられる。
- 3 指定地域の地形は、本ダム側では、標高100メートル以上の尾根部と勾配20～40度の

山腹斜面及び幅約 30 メートルの川沿いの低地からなる V 字型谷地形をなしており、脇ダム側では、標高 30～40 メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となっていて全体が丘陵状を呈している。貯水池周辺の急峻な斜面には、地すべり地形、崩壊地形及び崖錐斜面が認められる。

指定地域の地質は、千枚岩主体の中生代白亜紀名護層を基盤とし、それらを覆って第四紀の段丘堆積物（国頭礫層）、地すべり崩積土、崖錐堆積物等が分布している。基盤岩中には、片理面沿いの破碎帯や断層が認められ、地すべり崩積土は、大保川本川沿いの山腹斜面や山裾部に分布し、巨礫を含む礫混じり粘土、岩盤ブロックからなる。また、風化の影響を受けている箇所が多く、小規模な崩壊地や過去の降雨による崩壊地跡地が多数認められる。さらに、貯水池周辺には、地すべりブロックの存在が認められる。

4 指定地域においては、鉱業及び探査の実績がなく、現在、鉱業法で規定する鉱物の賦存は確認されていないものの、指定地域において、小規模でも鉱物の掘採が行われるならば、前記のとおり地形及び地質の状況から、鉱種のいかんにかかわらず、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水及び水質の汚濁等の原因となり、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

5 以上からすると、鉱種のいかんにかかわらず、指定地域において鉱物を掘採することは、大保ダムの公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第 3 条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。